

令和9年度宮前区市民提案型総合情報発信事業「●●」の実施に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、次のとおり令和8年度宮前区市民提案型総合情報発信事業「●●」（以下「事業」という。）の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、事業実施にあたり、甲と乙双方が互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに協働・連携して事業を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

2 事業は、本協定書及び別紙1実施計画書に基づき、実施するものとする。

（連携・協力事項等）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を行う。

（1）事業実施に関すること。

（2）その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

（経費）

第3条 事業実施に要する経費は、甲乙の負担金及びその他の収入をもって充てることとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、次に掲げる事項を行う。

（1）負担金として●●円を上限として、本事業の経費を負担する。

（2）負担金対象経費は、別紙2収支予算書のとおりとする。

（3）負担金は、概算払いとし、乙の請求後速やかに乙が指定する口座に支払う。

（4）事業実施支援、行政その他の関係機関との連絡調整、広報の支援を担当する。

（乙の責務）

第5条 乙は、次に掲げる事項を行う。

（1）事業実施に関する事務及び経費を執行し、●●費、●●金等の徴収、資金の出納を担当する。

（2）事業企画実施、行政機関その他の関係機関との連絡調整、広報及び運営全般を担当する。

（3）事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿及び証拠書類を整備し、令和15年3月31日まで保存する。

（収支予算）

第6条 事業に係る収支予算は、別紙2収支予算書のとおりとする。

2 予算流用の限度額は、甲の負担金総額の2割とし、それを超える予算流用が見込まれる場合は、甲乙協議の上、別途覚書により収支予算の変更を行うものとする。なお、予算流用は別紙2収支予算書の川崎市負担対象経費の範囲内で流用するものとする。

(報告及び負担金の支払い等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対していつでも本協定の履行についての処理状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 事業終了後、乙は、実施結果報告書を甲に提出し、経費を精算するものとする。

3 精算においては、別紙2収支予算書の川崎市負担対象経費の範囲内で、甲の負担金を優先して充てるものとする。

4 精算の結果、余剰金が発生した場合は、甲に返納するものとする。ただし、甲の負担金以外の余剰金(以下「団体余剰金」という。)については、甲は乙に団体余剰金の返納を求めないものとする。

(事業中止時の取扱)

第8条 天災及びその他不可抗力により事業が中止になった場合、事業の準備及び事業の終了に係る経費は、負担金の範囲において甲が負担する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく事業遂行上知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は事業実施以外の目的に使用してはならない。この協定が終了した後も同様とする。

2 甲及び乙は、事業を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において、「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。また乙が甲の持つ個人情報を取り扱う場合、甲及び乙は、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(成果物の著作権)

第10条 事業において作成した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は甲と乙に帰属するものとする。

2 著作物を事業以外の用途で使用する等、その他著作物に関する事項については、別途甲と乙が協議するものとする。

(成果物への記載)

第11条 事業において作成した成果物のうち、チラシ、ポスター、地図、動画、ホームページ等については、「令和9年度宮前区市民提案型総合情報発信事業」と成果物に明記するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(協定の解約)

第 14 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の 1 月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

(事故処理)

第 15 条 乙は、遂行中に、事件、事故等が発生した場合及び、事業の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに状況を把握し甲に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。ただし、乙の過失により生じた事故等については、甲はその責を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 本協定に定める事項及び事業の実施全般において疑義が生じたときは、甲、乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

2 甲は、乙が暴力団員ではないことを確認するため、乙の生年月日等の情報を神奈川県警察本部に提供することができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 9 年●月●日

甲 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

乙 川崎市宮前区●●—●
●●
代表者 ●● ●●